

第4章 ワクチン¹⁶

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、住民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

そのため、国、県及び町は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。また、発生時のワクチン接種に当たっては、事前の計画に基づきつつ、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえた柔軟な運用を行う。

1. ワクチンの供給及び接種に必要な資材の準備・供給（町民保健課）

準備期	町は、実際にワクチンを供給するに当たり、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前登録が必要になる可能性がある。そのため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もある。そのため、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。（G8） 町は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要となる物品の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。（G7）
初動期	町は、準備期において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。（G29）
対応期	① 町は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、まん延防止を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。（G37） ② 町は、国からの要請を受けて、ワクチンについて、町に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。（G37） ③ 町は、国からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。（G38）

¹⁶ 特措法第8条第2項第2号ロ（住民に対する予防接種の実施）に対応する記載事項。住民への予防接種の実施の方法（実施場所・協力医療機関等）を記載する。

- ④ 町は、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、県を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。（G38）

表1 予防接種に必要と想定される物品

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿	<input type="checkbox"/> マスク
<input type="checkbox"/> トレイ	<input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L）
<input type="checkbox"/> 体温計	<input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子
<input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器	<input type="checkbox"/> 臍盆
<input type="checkbox"/> 手指消毒剤	<input type="checkbox"/> 聴診器
<input type="checkbox"/> 救急用品	<input type="checkbox"/> ペンライト
接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。 <代表的な物品> ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ 薬液 アドレナリン製剤、 抗ヒスタミン剤、 抗けいれん剤、 副腎皮質ステロイド剤等	<input type="checkbox"/> 【文房具類】 <input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	<input type="checkbox"/> 【会場設営物品】 <input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

2. 接種（特定接種及び住民接種）体制の構築（町民保健課）

準備期	町は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。（行121・県82）
初動期	町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。（行129・県86） 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、県及び町は、地域医師会等の協力を得て、その確保を図る。 また、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全局的な実施体制の確保を行う。（G31）
対応期	町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。（行131・県87）

3. 特定接種に係る体制の構築

準備期	<p>町は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて地域医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。 (G30)</p> <p>① 本対策の実施に携わる町の地方公務員については、当該地方公務員の所属する町を実施主体として、原則として集団的に接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。</p> <p>特に登録事業者のうち住民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。</p> <p>このため、町は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。(行 121)</p> <p>② 特定接種の対象となり得る地方公務員については、所属する地方公共団体が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。(G14)</p>
初動期	<p><u>地方公務員に対する特定接種の実施（町民保健課・総務課）</u></p> <p>国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに住民生活及び住民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、町は、国と連携し、国が定めた具体的な運用に基づき、本対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。(行 132・県 88)</p>
対応期	<p>町は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。(G46)</p>

4. 住民接種に係る体制の構築（町民保健課・総務課・高齢者支援課）

準備期	<p>平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。（行 122）</p> <p>（ア）町は、国等の協力を得ながら、当該町の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る¹⁷。（行 122・県 83） 詳細については、以下枠外を参照。</p> <p>（イ）町は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する町以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。（行 122・県 83）</p> <p>（ウ）町は、速やかに接種できるよう、地域医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。（行 122・県 83）</p>
-----	--

（ア）a. 町は、住民接種については、厚生労働省及び県の協力を得ながら、希望する住民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定すること。

ワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、地域医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。

また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。（G19）

- i 接種対象者数
- ii 地方公共団体の人員体制の確保
- iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- iv 接種場所の確保（医療機関、保健所、保健センター、学校等）及び運営方法の策定
- v 接種に必要な資材等の確保
- vi 国、県及び町間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- vii 接種に関する住民への周知方法の策定

b. 町は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等、表2を参考に接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。

¹⁷ 予防接種法第6条第3項

また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町又は県の介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局等が連携し、これらの者への接種体制を検討すること。（G19）

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者*	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、 対象人口の2倍に相当
小学生・ 中学生・ 高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から 上記の人数を除いた人数	H	$A-(B+C+D+E1+E2+F+G)$ =H

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

- c. 町は、医療従事者の確保について、接種方法（集団または個別）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定すること。
特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、町は、地域の医師会等の協力を得てその確保を図ること。
個別接種、集団的接種いずれの場合も、地域の医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得ることが望ましい。（G20）

- d. 町は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計すること。各接種会場について、受付、待合、問診、接種、経過観察、応急処置、ワクチン保管及び調剤（調製）を行う場所、接種の実施に当たる人員の配置の他、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討すること。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮すること

と。なお、医師及び看護師の配置については自らが直接運営するほか、地域医師会等と委託契約を締結し、当該地域の医師会等が運営を行うことも可能である。（G20）

初動期	<p>① 町は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。（G31）</p> <p>② 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定する。その上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。</p> <p>予防接種の円滑な推進を図るためにも、県の保護施設担当部局及び福祉事務所、町介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局が連携し行うこと（調整を要する施設等及びその被接種者数を介護保険部局や障害保健福祉部局又は県の保護施設担当部局及び福祉事務所が中心に取りまとめ、接種に係る調整等は衛生部局と連携し行うこと等）が考えられる。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。（G31）</p> <p>③ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、町は地域医師会等の協力を得て、その確保を図る。（G32）</p> <p>④ 町は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、地域医師会、近隣地方公共団体、医療機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を実施できる体制を確保する。</p> <p>その他、必要に応じ、保健所、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。</p> <p>また、大規模接種会場を県が設けることも考えられる。（G32）</p> <p>⑤ 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町又は県</p>
-----	---

の介護保険部局等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。
(G33)

＜実際の会場運営について＞

- ⑥ 接種会場での救急対応については、被接種者に重篤な副反応がみられた際に、応急治療のための救急処置用品が必要である。そのことから、薬剤購入等に関してはあらかじめ地域医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行う。常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行うこと。
- ⑦ 実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認する。それとともに、県、県医師会等や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保すること。
- ⑧ アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て町が準備するが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難である。地域医師会等から一定程度持参してもらう等、事前に検討を行うこと。
また、町が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があるが、少なくとも医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的に必要物品としては、表1のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討すること。
(G33)
- ⑨ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守すること。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等について相談すること。
(G34)
- ⑩ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくること。予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないよう配慮すること。また、会場については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なよう準備を行うこと。
(G35)

	<p><医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合></p> <p>⑪ 町は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。（G33）</p> <p>⑫ 医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定すること。検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当することなどが考えられる。（G33）</p> <p>【具体的な医療従事者数の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予診担当 医師1名 ・接種担当 医師又は看護師1名 ・接種補助及び薬液充填担当 看護師又は薬剤師等1名以上 ・接種後の状態観察担当者1名 <p>（可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。）</p> <p style="text-align: right;">} 予診・接種・接種補助を1チームとする</p>
対応期	<p>① 町は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に町において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。（行132・県88）</p> <p>② 町は、感染状況や接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加（医療機関以外の接種会場を含む）等を検討する。（行132・G42）</p> <p>③ 町は、各会場において予診を適切に実施する他、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するための物を含む。）等を確保する。（G42）</p> <p>④ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。（G42）</p>

- ⑤ 接種会場において注意喚起すること等により、町は、接種会場における感染対策を図る。
- ⑥ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。（G42）
- ⑦ 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係団体と連携し、接種体制を確保する。（行 132・G42）

5. 情報提供・共有

準備期	<p><u>①住民への対応（町民保健課）</u></p> <p>WHOが表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「ワクチン忌避、予防接種への躊躇」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況も踏まえ、町は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者等にとって分かりやすい情報提供を行う。また、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & A等の提供など、双方向的な取組を進める。（G22）</p> <p>町は、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害救済及び住民への情報提供等を行う。県は、こうした町の取組を支援する。（G22）</p> <p><u>②衛生部局以外の分野との連携（町民保健課・企画商工課・高齢者支援課・福祉課・教育課）</u></p> <p>町衛生部局は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び衛生部局以外の分野（町労働部局、介護保険部局、障害保健福祉部局等）との連携及び協力が重要であり、その強化に努める必要がある。</p> <p>また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、町衛生部局は、町教育委員会等との連携を進める。</p> <p>例えば、必要に応じて学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する就学時の健康診断及び第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を町教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める必要がある。（G23）</p>
初動期	<p>① 町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けた場合は、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。（行132）</p> <p>② 町が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。（G43）</p> <p>③ 接種会場等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトやSNSを活用して周知す</p>

	る。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。（G43）
対応期	<p>① 町は、町が実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する情報について住民への周知・共有を行う。（行134・県89）</p> <p>② 町は、地域における接種医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。（G45）</p> <p>③ パンデミック時において、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある。その一方で定期予防接種の接種率が低下し、対象疾病のまん延が生じないようにする必要がある。町は、引き続き定期予防接種の必要性等の周知に取り組む。（G45）</p> <p><住民接種に係る情報提供・共有></p> <p>① 町は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。（G47）</p> <p>② 特措法に基づく住民接種は、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。（G47）</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。 b. ワクチン需要が極めて高いが、当初の供給が限られている。 c. ワクチンの有効性・安全性について、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。 d. 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。 <p>③ 町は、広報に当たり、次のような点を分かりやすく伝えることに留意する。（G47）</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 接種の目的や優先接種の意義等 b. ワクチンの有効性・安全性についての情報 c. 接種の時期、方法など、住民一人一人がどのように対応すべきかについて

6. DX の推進、接種記録の管理（町民保健課・総務課）

準備期	<p>① 町は、町の健康管理システムが、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。（G24）</p> <p>② 町は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。（G24）</p> <p>③ 町は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を住民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。（G24）</p>
対応期	<p>国、県及び町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。（行 133・県 89）</p>

7. 健康被害救済（町民保健課）

準備期	平時より、健康被害救済制度に関する情報の普及啓発を行う。また、予防接種実施医療機関に対し、健康被害救済制度に関する周知を行う。
対応期	<p>① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は町となる。 (G50)</p> <p>② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、被接種者が接種時に住民票を登録していた市町村とする。 (G50)</p> <p>③ 町は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。 (G50)</p>

第5章 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、市町村は、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、住民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、住民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

また、町は、新型インフルエンザ等のまん延時など、必要に応じた県からの要請に基づき、健康観察及び生活支援等を実施する。

1. 健康観察及び生活支援（町民保健課）

対応期	<p>① 町は、県が実施する健康観察に協力する。（行 186）</p> <p>② 町は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接觸者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。（行 187）</p>
-----	--

第6章 物資¹⁸

発生時には、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞ることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄の推進等、必要な準備を進めることが重要である。

感染症対策物資等の不足が懸念される場合には、国、感染症対策物資等の製造販売事業者や販売事業者と連携しながら必要量の確保に努める。

1. 感染症対策物資等の備蓄等¹⁹ (町民保健課・総務課)

準備期、初動期及び対応期	町は、その所掌事務又は業務に係る本対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。(特措法第10条) なお、上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。(特措法第11条、行192・県135)
--------------	--

¹⁸ 特措法第8条第2項第2号ハ(生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置)に対応する記載事項

¹⁹ ワクチン接種資器材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保²⁰

発生時には、住民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、住民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、国、県及び町は、発生時に備え、事業者や住民等に必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定（地方）公共機関は、業務計画の策定等の必要な準備を行う。

発生時には、国、県及び町は、住民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や住民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

第1節 住民生活の安定の確保を対象とした対応

1. 情報共有体制（全課）

準備期	町は、本対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。（行 200・県 140）
-----	--

2. 支援の実施に係る仕組み（総務課・福祉課・高齢者支援課）

準備期	町は、発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。（行 200・県 140）
-----	--

²⁰ 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）に対応する記載事項

3. 物資及び資材の備蓄²¹（総務課・町民保健課・福祉課・高齢者支援課）

準備期	<p>① 町は、その所掌事務又は業務に係る本対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。（特措法第10条） なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。（特措法第11条、行201・県141）</p> <p>② 町は、事業者や住民に対し、発生時に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。（行202・県141）</p>
-----	---

4. 生活支援を要する者への支援等（福祉課・高齢者支援課）

準備期	<p>町は、国からの要請を受けて、発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者²²等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的な手続を決めておく。（行202）</p>
対応期	<p>町は、国からの要請を受けて、要配慮者等に必要に応じ生活支援、搬送、死亡時の対応等を行う。（行205）</p>

²¹ ワクチン接種資器材等や感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

²² 要配慮者への対応については、政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23「（参考）要配慮者への対応」をご参照ください。

5. 遺体の安置、火葬及び埋葬（町民保健課・環境水道課）

準備期	町は、県等の火葬体制を踏まえ、県と連携し、区域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行う。その際には戸籍事務担当課や近隣自治体等の関係機関との調整を行う。（G3）
初動期	町は、県の協力を得て、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置するため、臨時遺体安置所を確保できるよう準備する。（行 204）
対応期	<p>① 町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。（G4）</p> <p>② 町は、県等の要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保する。（行 207）</p> <p>③ 町は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。（G6）</p> <p>④ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となつた場合には、町は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県等から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。（G6）</p> <p>⑤ 埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となつた場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においては、埋火葬の許可を受けられる。それとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは、埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。（G6）</p>

区域の火葬場

名称	都城市斎場
所在地	都城市下長飯町 5453 番地
電話番号	0986-39-0260
火葬場の数	1 施設（火葬炉8基）
1日当たりの火葬能力	16 件

6. 心身への影響、教育及び学びの継続に関する支援

(総務課・町民保健課・福祉課・高齢者支援課・教育課)

対応期	町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。（行 205・県 144） また、学校の使用の制限 ²³ やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。（行 205・県 144）
-----	--

7. 生活関連物資等の価格の安定等（企画商工課）

対応期	<p>① 町は、住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要がある。このことから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をする。必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。（行 206・県 145）</p> <p>② 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（行 207・県 145）</p> <p>③ 町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じる、又はそのおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。（行 207・県 145）</p> <p>④ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、住民生活との関連性が高い物資や役務又は経済上重要な物資の価格の高騰又は供給不足が生じる、又はそのおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。（特措法第 59 条、行 207・県 145）</p>
-----	---

²³ 特措法第 45 条第 2 項

第2節 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

1. 事業者に対する支援（企画商工課）

対応期	町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び住民生活への影響を緩和し、住民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。（行 208・県 147）
-----	---

2. 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置（環境水道課）

対応期	水道事業者である町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。（行 208・県 147）
-----	---

資料

I 用語解説(あいうえお順)

インフルエンザとは

①インフルエンザ

インフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症で、主に発熱、咳、全身倦怠感・筋肉痛などの症状を引き起こす。これらの症状は非特異的なものであり、他の呼吸器感染症等と見分けることが難しい。また、軽症の場合もあれば、重症化して肺炎、脳症炎等を引き起こす場合もあり、その臨床像は多様である。

インフルエンザウイルスに感染してから症状が出るまでの期間(潜伏期間)は、季節性のインフルエンザであれば1～5日である。インフルエンザウイルスに感染しても症状を引き起こさず、発症しないこともある(不顕性感染)。

インフルエンザウイルスの主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であり、潜伏期間中や不顕性感染で、感染した人に症状がなくとも、他の人への感染が起こる可能性はある。

②インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆる A/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。)

③季節性インフルエンザ

インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起こらないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。

④鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染予防策をとらずに濃厚に接触した家族内の感染が報告されている。

鳥インフルエンザのウイルスのうち H5N1 亜型のウイルスを病原体とする人の感染症を「鳥インフルエンザ(H5N1)」といい、近年東南アジアを中心にアジア、中東、アフリカで症例が報告されている。

⑤新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行(パンデミック)となるおそれがある。

当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

感染症危機

国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。

業務継続計画(BCP)

業務継続計画(Business Continuity Plan, BCP)は、災害による影響度を認識し、発生時の業務継続を確実にするため、必要な対応策を策定したもの。新型インフルエンザ等発生時の行政機能や社会機能を維持するために、各機関において、業務継続計画の策定が求められる。

緊急事態宣言

特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。

緊急事態措置

特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

健康観察

感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求める。

サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況(患者及び病原体)の把握及び分析のことを示すこともある。

住民接種

特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。

指定(地方)公共機関

特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。

新興感染症

かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。

双方向のコミュニケーション

地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民(県民)等が適切に判断・行動することができるよう、国(県)による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。

特定接種

特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。

パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主(ヒトなど)に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

フレイル

身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。

まん延防止等重点措置

特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。

リスクコミュニケーション

個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。

PDCA

Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。

5類感染症

感染症法第6条第6項に規定する感染症。新型コロナは、2023年5月8日に5類感染症に位置付けられた。

II 三股町新型インフルエンザ等対策本部条例

三股町新型インフルエンザ等対策本部条例

(平成 25 年 3 月 26 日条例第 1 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。)第 37 条において準用する法第 26 条の規定に基づき、三股町新型インフルエンザ等対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括する。

- 2 新型インフルエンザ等対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を補佐し、本部の事務を整理し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 新型インフルエンザ等対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。
- 4 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、町の職員のうちから町長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ本部の会議を招集する。

- 2 本部長は、法第 35 条第 4 項の規定に基づき、町の職員以外の者を前項の会議に出席させたときは、当該出席者に対し意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

- 2 部に属する部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

III 三股町新型インフルエンザ等対策本部規則

三股町新型インフルエンザ等対策本部規則（案）

（平成 25 年 3 月 26 日規則第 9 号）

改正 平成 29 年 3 月 28 日規則第 3 号 平成 31 年 3 月 28 日規則第 6 号

令和 4 年 3 月 29 日規則第 6 号 令和 7 年 3 月 28 日規則第 6 号

--年--月--日規則第--号

第 1 条 この規則は、三股町新型インフルエンザ等対策本部条例（平成 25 年三股町条例第 1 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 条例第 2 条第 1 項に規定する本部長は、町長をもって充てる。

2 条例第 2 条第 2 項に規定する副本部長は、副町長及び教育長をもって充てる。

3 条例第 2 条第 3 項に規定する本部員は、次の者をもって充てる。

(1) 総務課長、企画商工課長、税務財政課長、町民保健課長、福祉課長、高齢者支援課長、農業振興課長、都市整備課長、環境水道課長、会計課長、教育課長及び議会事務局長

(2) 消防団長

第 3 条 条例第 2 条第 5 項に規定する職員及び条例第 4 条に規定する部については、別に定める。

第 4 条 新型インフルエンザ等対策本部の庶務は、町民保健課において処理する。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日規則第 3 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日規則第 6 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 29 日規則第 6 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 28 日規則第 6 号）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（--年--月--日規則第--号）

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。